

# 令和5年第2回

おいらせ町議会臨時会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和5年第2回臨時会記録

おいらせ町議会		令和5年第2回臨時会記録		
招集年月日	令和5年5月8日(月)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和5年5月8日 午前10時13分 議長宣告			
閉会	令和5年5月8日 午後 3時07分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小向幸祐	2番	大浦陽子
	3番	小笠原伸也	4番	沢尾宏之
	5番	柏崎勉	6番	佐々木勝
	7番	澤上訓	8番	木村忠一
	9番	田中正一	10番	日野口和子
	11番	平野敏彦	12番	檜山忠
	13番	川口弘治	14番	西館芳信
	15番	吉村敏文	16番	松林義光
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田隆	副町長	小向仁生
	総務課長	成田光寿	政策推進課長	柏崎勝徳
	財政管財課長	岡本啓一	まちづくり防災課長	田中淳也
	税務課長	久保田優治	町民課長	松山公士
	保健こども課長	鈴木政康	介護福祉課長	澤頭則光
	農林水産課長	西館道幸	商工観光課長	柏崎和紀
	地域整備課長	栗嶋泰幸	会計管理者	小向正志
	病院事務長	田中貴重	教育委員会教育長	松林義一
	学務課長	福田輝雄	社会教育・体育課長	三村俊介
	選挙管理委員会委員長	田中直喜	選挙管理委員会事務局長	成田光寿
	農業委員会事務局長	西館道幸	監査委員	柏崎堅一
監査委員事務局長	佐々木拓仁			

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議案の題目	1 承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について)		
	2 承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)		
	3 承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)		
	4 承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)		
	5 承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について)		
	6 承認第7号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度おいらせ町一般会計補正予算(第9号)について)		
	7 承認第8号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度おいらせ町一般会計補正予算(第10号)について)		
議 員 提 出 議案の題目	1	仮議席の決定		
	2	議長の選挙		
	3	副議長の選挙		
	4	議席の指定		
	5	常任委員の選任		
	6	議会運営委員の選任		
	7	議会広報編集調査特別委員会の設置		
	8	十和田地域広域事務組合議会議員の選挙		
	9	八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙		
	10	上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙		
	11	委員会の閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)		
開 議	午前10時13分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)			
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	1 番 小 向 幸 祐 議 員			
	2 番 大 浦 陽 子 議 員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
	事務局長 (佐々木拓仁君)	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p>
臨時議長の紹介	事務局長 (佐々木拓仁君)	<p>本臨時会は、一般選挙後初めての議会となります。</p> <p>議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。</p> <p>出席議員の中で年長の議員は、檜山忠議員です。</p> <p>檜山議員、議長席におつき願います。</p>
臨時議長挨拶	檜山臨時議長	<p>それでは、おはようございます。</p> <p>ただいまご紹介いただきました檜山忠です。</p> <p>規定によって、臨時議長の職務を行います。</p> <p>どうぞよろしくようお願いいたします。</p>
	檜山臨時議長	<p>ここで、本臨時会招集に当たり、町長から発言の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>町長、演台をお願いいたします。</p>
町長挨拶	町長 (成田 隆君)	<p>本日招集いたしました令和5年第2回おいらせ町議会臨時会開会に当たり、議員各位におかれましては、何かとご多用のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>また、去る4月23日執行のおいらせ町議会議員一般選挙におきまして、多くの町民の皆様からの期待と負託を受けて、めでたく当選されました。心からお祝いを申し上げますとともに、深く敬意を表するものであります。</p>

新採用町職員 の紹介		<p>新しく議員となられた方、再選をされた方、それぞれ思いは違うところもあると思います。しかし、議員の使命であります行政の牽制と監視に対しましては、我々執行機関である行政と、議決機関である皆様とは、議会での活発な議論などを通して、お互いが協力し、尊重し合いながら、よりよい町政の実現を目指してまいりたいと考えております。これからの4年間、それぞれの立場で議論を尽くし、ともに歩みを進め、町民の幸せと町の発展のために、ご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>さきの3月定例会の所信表明において述べさせていただきましたが、私が目指すおいらせ町の姿は、政策公約のテーマとして掲げた、すべては子どもたちの未来のために「明るく元気で持続可能なまちづくり」と、今を生きる人たちが「安全で安心できるまちづくり」、この2つであり、これらを常に念頭に置き進んでおります。</p> <p>今後も取り組みを進める過程において、議員各位には、協議もしくは審議をお願いする場面も多々あるかと思いますが、皆様におかれましては「町民の幸せと町の発展」という共通の目標に向かって、温かいご支援とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。よろしく申し上げます。</p>
	<p>檜山臨時議長</p>	<p>次に、一般選挙後、初めての議会でもあり、行政委員会委員長及び各課長の紹介並びに今年度の新採用町職員の紹介をしたい旨の申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>ただいま議長のお許しをいただきましたので、初めに今年度採用されました職員を紹介いたします。ただいま入場いたしますので、少々お待ちください。</p> <p style="text-align: right;">(新採用職員入場)</p>
	<p>総務課長 (成田光寿君)</p> <p>税務課主事 (種市一樹君)</p> <p>保健こども課主事</p>	<p>気をつけ、礼。</p> <p>それでは、順次紹介をお願いします。</p> <p>税務課、種市一樹です。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>保健こども課、福田晴悠です。よろしくお願い申し上げます。</p>

各行政委員 及び各課長 の紹介	(福田晴悠君) 介護福祉課主事	介護福祉課、二川目萌香です。よろしく申し上げます。
	(二川目萌香君) 農林水産課主事	農林水産課、堤春樹です。よろしく申し上げます。
	(堤 春樹君) 地域整備課主事	地域整備課、成田鴻一です。よろしく申し上げます。
	(成田鴻一君) 社会教育・体育課 主事	社会教育・体育課、田中直樹です。よろしく申し上げます。
	(田中直樹君) 保健子ども課保健 師	保健子ども課、太田華槻です。よろしく申し上げます。
	(太田華槻君) 総務課長	以上、7名が役場に採用された職員であります。
	(成田光寿君)	このほかに、おいらせ病院看護師1名採用されております。名前は木村有寿華と申します。
		以上で紹介を終わります。
		気をつけ、礼。退場してください。
		(新採用職員退場)
	総務課長	続きまして、行政委員会、副町長、教育長、各課長を紹介いたします。それでは農業委員会から申し上げます。
	(成田光寿君)	順次、マスクを外して、ご起立の上、発言を願います。
		それでは農業委員会会長、申し上げます。
	農業委員会会長	農業委員会会長の松林勝智です。よろしくお願いいいたします。
	(松林勝智君)	
	選挙管理委員会委 員長	選挙管理委員会委員長の田中直喜です。よろしくお願いいいたします。
	(田中直喜君)	
	監査委員	代表監査委員の柏崎堅一です。どうぞよろしく申し上げます。
	(柏崎堅一君)	
	副町長	副町長の小向仁生です。よろしくお願いいいたします。
	(小向仁生君)	
	総務課長	総務課長の成田光寿です。どうぞよろしくお願いいいたします。

(成田光寿君) 町民課長	町民課長の松山公士です。よろしくお願ひします。
(松山公士君) 税務課長	税務課長の久保田優治です。どうぞよろしくお願ひします。
(久保田優治君) 会計管理者	会計課長の小向正志です。どうぞよろしくお願ひします。
(小向正志君) 介護福祉課長	介護福祉課長の澤頭則光です。どうぞよろしくお願ひします。
(澤頭則光君) まちづくり防災課長	まちづくり防災課長の田中淳也です。よろしくお願ひします。
(田中淳也君) 政策推進課長	政策推進課長の柏崎勝徳です。どうぞよろしくお願ひします。
(柏崎勝徳君) 財政管財課長	財政管財課長の岡本啓一です。どうぞよろしくお願ひします。
(岡本啓一君) 教育長	教育委員会教育長の松林義一です。よろしくお願ひいたします。
(松林義一君) 学務課長	学務課長の福田輝雄です。よろしくお願ひいたします。
(福田輝雄君) 地域整備課長	地域整備課長の栞嶋泰幸と申します。どうぞよろしくお願ひします。
(栞嶋泰幸君) 社会教育・体育課長	社会教育・体育課長の三村俊介と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
(三村俊介君) 保健こども課長	保健こども課長の鈴木政康と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
(鈴木政康君) 商工観光課長	商工観光課長の柏崎和紀と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
(柏崎和紀君) 病院事務長	おいらせ病院事務長、田中貴重と申します。よろしくお願ひします。
(田中貴重君)	

会議成立 開会宣言	農林水産課長 (西館道幸君)	農林水産課長の西館道幸と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
	総務課長 (成田光寿君)	以上で紹介を終わります。 貴重な時間、大変ありがとうございました。
	檜山臨時議長	ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。  (開会時刻 午前10時13分)
議事日程 報告	檜山臨時議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 なお、本臨時会中は、円滑な議案審議及び広報写真撮影のため、関係職員が議場内を出入りする事の許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。
仮議席の 指定	檜山臨時議長	日程第1、仮議席の指定を行います。 仮議席は、ただいまの着席の議席といたします。
議長の選挙	檜山臨時議長	日程第2、議長の選挙を行います。 ただいまより審議する日程は、人事案件並びに議会構成であります。 よって、町長初め各行政委員会の委員長及び各課長の皆様の退席を求めます。なお、議会構成の決定後、事務局より集合時間を連絡いたします。 暫時休憩いたします。  (休憩 午前10時14分)
	檜山臨時議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。  (再開 午前10時15分)
	檜山臨時議長	選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定によって、投

		<p>票を行うことにいたします。</p> <p>議場の出入り口を閉めます。</p> <p style="text-align: right;">(議場閉鎖)</p> <p>ただいまの出席議員数は16人です。</p> <p>次に、立会人を指名いたします。</p> <p>会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、小向幸祐議員及び2番、大浦陽子議員を指名いたします。</p> <p>投票用紙を配ります。</p> <p>念のために申し上げます。</p> <p>投票は単記無記名で行います。</p> <p>投票の際は、候補者の氏名をフルネームで記入してください。白票及び何人かを判断できない場合は、公職選挙法第68条第1項の規定に基づき、無効となります。</p> <p style="text-align: right;">(投票用紙配付)</p>
檜山臨時議長		
	檜山臨時議長	投票用紙の配付漏れはありませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
檜山臨時議長		<p>配付漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を点検いたします。</p> <p style="text-align: right;">(投票箱点検)</p>
檜山臨時議長		<p>異状なしと認めます。</p> <p>ただいまから投票を行います。</p> <p>議席番号順に1番議員から順に投票を願います。</p> <p style="text-align: right;">(投票)</p>
檜山臨時議長		投票漏れはありませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
檜山臨時議長		<p>投票漏れなしと認めます。</p> <p>投票を終わります。</p> <p>開票を行います。</p> <p>1番、小向幸祐議員及び2番、大浦陽子議員、開票の立ち合いをお</p>

	<p>檜山臨時議長</p>	<p>願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(開 票)</p> <p>選挙の結果を報告いたします。</p> <p>投票総数 16 票。</p> <p>有効投票 14 票。</p> <p>無効投票 2 票。</p> <p>訂正いたします。有効投票数が 16 票です。無効投票が 0 という こととなります。</p> <p>それでは、結果を報告いたします。</p> <p>候補者氏名。</p> <p>松林義光議員 14 票。</p> <p>平野敏彦議員 2 票ということとなります。</p> <p>以上のおりであります。</p> <p>この選挙の法定得票数は 4 票です。</p> <p>したがって、松林義光議員が議長に当選されました。</p> <p>議場の出入り口の閉鎖を解きます。</p> <p style="text-align: right;">(議場開鎖)</p>
	<p>檜山臨時議長</p>	<p>ただいま議長に当選されました松林義光議員が議場におられま す。</p> <p>会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、本席から当選の告知を いたします。</p> <p>当選された松林義光議員に、議長就任のご挨拶をお願いいたしま す。</p> <p>ご登壇願います。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>皆さんの多くのご支持をいただきました。この場をお借りいたし まして、厚くお礼申し上げたいと思います。皆さんの期待に応える べく、さらなるおいらせ町発展のために全力で頑張っていきたいと、 このように思っております。</p> <p>先ほども申し上げましたけれども、同じことを言うかもしれませ んけれども、お許しを願いたいと思います。</p> <p>昨年度、議会改革の一環として、タブレットを導入いたしました。 今年度から、それを活用することになっております。引き続いて、で</p>

		<p>きるものから議会改革を続けてまいりたいと、このように思っております。</p> <p>私は前から現在の議員報酬、このままでいいだろうかと考えております。定数と併せて、これから機会があれば、この議論もしていきたいと、このように考えております。</p> <p>今回の選挙、幸いに無投票であります。私も初めての経験であります。このことがよいのか悪いのか。私は判断がつきませんが、次世代の議員の誕生をしやすいように、改革を行っていかねばならないと、このように考えております。</p> <p>併せて、今年度、来年度、郡議長会の会長、県の議長会の会長、おいらせ町の当番であります。責任重大であります。心してしっかりとその責任を果たしてまいりたいと、このように思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、開かれた議会改革を進めていくことが肝要であると、このように思っておりますので、議員各位の皆さんのご支援・ご協力を心からお願いを申し上げます、当選の挨拶いたします。今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>これで臨時議長の職務は、全部終了いたしました。 ご協力誠にありがとうございました。 あとは松林義光議長、議長席にどうぞ。</p> <p style="text-align: right;">(新議長着席)</p> <p>松林議長 事務打ち合わせのため、暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時32分)</p> <p>松林議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前10時45分)</p> <p>会議録署名議員の指名 松林議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、3番、小笠原伸也議員及び4番、沢尾宏之議員を指名いたします。</p>
--	--	--

<p>会期議題</p>	<p>松林議長</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本臨時会の会期は、本日の1日とすることに決しました。</p>
<p>副議長の選挙</p>	<p>松林議長</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p>日程第3、副議長の選挙を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p>***「なし」の声***</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議長が指名することに決定いたしました。</p> <p>副議長に吉村敏文議員を指名いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま、議長が指名しました吉村敏文議員を副議長の当選人として定めることにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p>***「なし」の声***</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいま指名しました吉村敏文議員が副議長に当選されました。</p> <p>ただいま副議長に当選されました吉村敏文議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。</p>

	<p>吉村副議長</p>	<p>当選された吉村敏文議員に副議長就任のご挨拶をお願いいたします。</p> <p>ご登壇願います。</p> <p>吉村敏文でございます。ただいま副議長に、満場一致の中で決定いただきましてありがとうございます。</p> <p>これから副議長として議長を支えながら、おいらせ町議会、開かれた議会、そしてまた議会改革、実のある形の議会にしていきたいと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、議長を補佐しながら、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力よろしく願いをいたします。簡単ではございますが、挨拶といたします。</p>
<p>議席の指定</p>	<p>松林議長</p>	<p>日程第4、議席の指定を行います。</p> <p>議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。</p> <p>議席番号と議員の氏名を事務局長に朗読させます。</p> <p>事務局長。</p> <p style="text-align: right;">(事務局長・議席朗読)</p>
	<p>松林議長</p>	<p>ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。</p> <p>ここで、議席指定に伴う席替えを行います。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。若干時間を要しますので、11時10分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時56分)</p>
	<p>松林議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時16分)</p>
<p>常任委員の選任</p>	<p>松林議長</p>	<p>日程第5、常任委員の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>常任委員の選任については、おいらせ町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名するとありますので、</p>

議会運営委員の選任		<p>ただいまから指名したいと思います。</p> <p>総務文教常任委員、西館芳信さん、檜山忠さん、日野口和子さん、木村忠一さん、澤上訓さん、小笠原伸也さん、小向幸祐さん、松林義光、8名であります。</p> <p>産業民生常任委員、吉村敏文さん、川口弘治さん、平野敏彦さん、田中正一さん、佐々木勝さん、柏崎勉さん、沢尾宏之さん、大浦陽子さんと指名いたします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、常任委員には指名したとおり選任することに決定いたしました。</p> <p>ただいま選任いたしました各常任委員の方々は、後ほど休憩をとりますので、その際にそれぞれの委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果をご報告願います。</p> <p>先ほど、断定的に話しましたがけれども、規定がそうなっているそうですので、休憩いたしまして、常任委員会で正式に正副委員長を決めてもらいたいと思います。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>日程第6、議会運営委員の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会運営委員の選任については、おいらせ町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名するとありますので、ただいまから指名したいと思います。</p> <p>議会運営委員、西館芳信さん、川口弘治さん、田中正一さん、佐々木勝さん、沢尾宏之さん、小笠原伸也さんを指名したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議会運営委員には指名したとおり選任することに決定いたしました。</p> <p>日程第5及び日程第6で選任いたしました常任委員及び議会運営委員の方々、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の</p>

		<p>互選を行い、その結果を報告願います。</p> <p>初めに、総務文教常任委員会は議員控室で、また産業民生常任委員会は第2委員会室で委員会を開催してください。</p> <p>両常任委員会が終了後、直ちに議会運営委員会は第2委員会室で委員会を開催してください。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時20分)</p> <p>松林議長</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時39分)</p> <p>松林議長</p> <p>2つの常任委員会及び議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。</p> <p>総務文教常任委員長には檜山忠議員、同副委員長には小向幸祐議員が選任されました。</p> <p>産業民生常任委員長には平野敏彦議員、同副委員長には佐々木勝議員が選任されました。</p> <p>議会運営委員長には川口弘治議員、同副委員長には佐々木勝議員が選任されました。</p> <p>以上、報告いたします。</p> <p>松林議長</p> <p>日程第7、議会広報編集調査特別委員会の設置を議長発議により議題といたします。</p> <p>議会広報「ぎかいだより懸橋」の発行やその手段により、おいらせ町議会の活動を広く町民に知ってほしいと考えております。</p> <p>お諮りします。</p> <p>この議会活動に関する広報については、お手元にお配りしました資料のとおり、6名の委員で広報する議会広報編集調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査としたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>松林議長</p> <p>異議なしと認めます。</p>
--	--	--

		<p>よって、本件については、6名の委員で構成する議会広報編集調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了までの閉会中の継続調査とすることに決しました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま設置されました議会広報編集調査特別委員会の委員の選任については、おいらせ町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名するとありますので、ただいまから指名したいと思います。</p> <p>議会広報編集調査特別委員会の委員、日野口和子さん、柏崎勉さん、沢尾宏之さん、小笠原伸也さん、大浦陽子さん、小向幸祐さんといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">** 「なし」 の声 **</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、議会広報編集調査特別委員会は、議長が指名したとおり選任することに決しました。</p> <p>ただいま選任いたしました委員の方々は、次の休憩中に第2委員会室において議会広報編集調査特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>休憩中に正副委員長を決めてもらいたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時43分)</p> <p>松林議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時31分)</p> <p>松林議長 議会広報編集調査特別委員会の正副委員長互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。</p> <p>委員長に日野口和子議員、副委員長には沢尾宏之議員が選任されました。</p> <p>以上、報告いたします。</p> <p>十和田地域 松林議長 日程第8、十和田地域広域事務組合議会議員の選挙を行います。</p>
--	--	---

<p>広域事務組合議会議員の選挙</p>	<p>(議員席) 松林議長</p> <p>(議員席) 松林議長</p> <p>(議員席) 松林議長</p>	<p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議長が指名することに決定いたしました。</p> <p>十和田地域広域事務組合議会の議員に木村忠一議員、澤上訓議員を指名します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議長が指名しました木村忠一議員、澤上訓議員を十和田地域広域事務組合議会の議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいま指名しました木村忠一議員、澤上訓議員が十和田地域広域事務組合議会の議員に当選されました。</p> <p>ただいま十和田地域広域事務組合議会の議員に当選されました木村忠一議員、澤上訓議員が議場におられます。</p> <p>会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。</p> <p>日程第9、八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。</p>
<p>八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙</p>	<p>松林議長</p>	<p>日程第9、八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。</p>

上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議長が指名することに決定いたしました。</p> <p>八戸地域広域市町村圏事務組合議会の議員に平野敏彦議員を指名します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議長が指名しました平野敏彦議員を八戸地域広域市町村圏事務組合議会の議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいま指名しました平野敏彦議員が八戸地域広域市町村圏事務組合議会の議員に当選されました。</p> <p>ただいま八戸地域広域市町村圏事務組合議会の議員に当選されました平野敏彦議員が議場におられます。</p> <p>会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。</p>

		<p>お諮りします。</p> <p>指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
	(議員席) 松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議長が指名することに決定いたしました。</p> <p>上北地方教育・福祉事務組合議会の議員に西館芳信議員を指名します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議長が指名しました西館芳信議員を上北地方教育・福祉事務組合議会の議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいま指名しました西館芳信議員が上北地方教育・福祉事務組合議会の議員に当選されました。</p> <p>ただいま上北地方教育・福祉事務組合議会の議員に当選されました西館芳信議員が議場におられます。</p> <p>会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 1時39分)</p>
	松林議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時41分)</p>
諸般の報告	松林議長	<p>日程第11、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しております。ご了承ください。</p>
行政報告	松林議長	<p>日程第12、行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。</p>

	<p>介護福祉課長 (澤頭則光君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>それでは、介護福祉課から行政報告をいたします。</p> <p>資料は、別冊でお配りしている行政報告資料ナンバー1をご準備ください。</p> <p>それでは、町障がい者基本計画(第2期計画)の見直しについてご報告いたします。</p> <p>1、趣旨、目的です。</p> <p>市町村障がい者基本計画は、地域の障がい者等を取り巻く状況を踏まえ、障がい者等に関わる課題を分野ごとに明らかにするとともに、障害者関係の施策について、総合的、体系的に基本的な考え方や方策を定めておくものです。</p> <p>また、障害者基本法において、市町村は障がい者基本計画の策定が義務づけられており、当町においても平成29年度から令和8年度までを計画期間とする第2期の町障がい者基本計画を策定しているところです。</p> <p>今回、計画期間の中間年となり、必要な見直しを行ったため概要報告するものです。</p> <p>2、具体的内容。</p> <p>今回行った町計画の主たる見直しは、令和3年度に障がいを持つ当事者向けのアンケートを実施したため、これに基づき、現状と課題について追加しました。また、国や県の障害者基本計画が見直しされているため、これを反映させています。</p> <p>計画見直しの主なものは、次のとおりとなります。</p> <p>①「町の概況」について、最新の数値データを追加。</p> <p>②「障がい別手帳所持者数の推移」について、最新の数値データを追加。</p> <p>③「地域資源」について、最新のサービス提供事業所情報を掲載。</p> <p>④第2部「障がい者施策の課題と方向性」について、アンケート結果を追加。</p> <p>⑤第2部「障がい者施策の課題と方向性」について、国・県の動向を反映させています。</p> <p>ここで、計画の内容のうち、障害者数の状況など、お知らせしておきたい部分について簡単に説明しますので、クリップどめで添付しております町障がい者基本計画書をご覧ください。</p>
--	---------------------------	---

		<p>ページを1枚めくってください。</p> <p>目次です。2部構成となっています。第1部には序論があり、計画の概要や障害者の状況を記載しています。第2部では、本編の障がい者基本計画編となります。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>6ページから8ページにかけて、当町の障がい者手帳所持者数の直近の推移を記載しています。</p> <p>6ページ中段をご覧ください。</p> <p>身体障害者手帳所持者数の推移を掲載しています。当町はおおむね700人台後半で推移し、微増傾向となっています。</p> <p>7ページ中段の表をご覧ください。</p> <p>知的障がい者「愛護手帳」の所持者数について掲載しています。手帳所持者数はおおむね200人台前半で推移し、こちらも微増傾向で推移しております。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>上段に精神障害者保健福祉手帳所持者の推移の表があります。平成27年度153人に対して、令和2年度では197人と手帳の所持者数が大きく伸びているのが分かります。全国的にも同様の傾向となっております。</p> <p>この精神障害者保健福祉手帳には発達障害をお持ちの方も含まれております。また、精神疾患をお持ちの方が必要な配慮を受けながら就労するために、この手帳取得に至る方も、当町の増加傾向の要因となっております。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>14ページから16ページにかけては、地域資源として町内の障がい者福祉サービス事業所を掲載しております。後でゆっくりご覧ください。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>町内のサービス提供事業所数の推移をサービス種類ごとにまとめた表です。平成28年度末では、全体で28事業所だったのが、令和4年7月末では、42事業所と大きく伸びています。多くのサービスにおいて増加傾向を示しております。大変よい傾向であることが分かります。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>障害者基本計画の本編に入ります。ここでは、町の障害者計画の</p>
--	--	---

		<p>基本理念をうたっています。</p> <p>基本理念は、「その人らしく主体的に社会参加できること」を理念としています。町としては、この理念の実現に向け、県、サービス事業所等関係機関ともども努力していきたいと考えております。</p> <p>計画書の概要は以上になりますので、行政報告資料にお戻りください。</p> <p>3、スケジュール、これまでの経過になります。</p> <p>令和3年度にアンケート調査を実施しております。</p> <p>令和4年度は、自立支援協議会にて、合計3回の計画の内容を協議しております。パブリックコメントを令和4年後半に実施しております。意見は0件でした。</p> <p>庁議報告を令和5年5月1日に実施し、そして、今日の議会への報告となっております。</p> <p>最後4、留意事項です。</p> <p>当計画は、個別サービスの必要量を検討するための計画ではありません。サービスの必要量の検討については、第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画の中に盛り込まれております。今後、それぞれの計画を更新する際に、サービスの必要量を検討していく予定となっております。</p> <p>介護福祉課の行政報告は以上となります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>新しく議員になられた方にお知らせしておきます。</p> <p>行政報告は、あくまでも町側の報告であります。よって、これには議員の皆さんは、質問できないことになっております。そういう取り決めになっておりますので、お知らせしておきます。</p> <p>次に、新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の廃止等について、当局の説明を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、行政報告資料ナンバー2をご覧ください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の廃止等について、ご説明申し上げます。</p> <p>まず1、概要になります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、皆様ご存じのように、本日から5</p>
松林議長		
まちづくり防災課長	(田中淳也君)	

		<p>類感染症に移行しました。</p> <p>それに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、国及び県の対策本部は廃止となり、同様に「国の基本的対処方針」、「青森県対処方針」も廃止されます。</p> <p>以上のことから、今後の町の体制等について報告するものであります。</p> <p>2、今後の町の体制等ですが、(1) 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の廃止について、町はこれまで国の基本的対処方針や青森県対処方針等に準じて対応をしてきたところですが、それらが廃止となることから、町対策本部についても同様に廃止するものであります。</p> <p>今後は通常の感染症の予防となることから、保健こども課が所管となります。</p> <p>(2) 本日以降の町の対応についてです。今後の基本的感染対策については、個人や事業者の判断に委ねられることが基本となることから、当面の間は、下記のように対応していきます。</p> <p>(ア) 庁舎等に設置している検温計、消毒液、パーティションは、これまでどおりとします。</p> <p>(イ) 職員のマスクの着用については、執務中及び来客対応時は着用し、執務中以外は個人の判断とします。</p> <p>(ウ) 町主催事業及び会議開催等は、特に制限はしないこととするため、今後は国の感染対策の考え方「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方」を参考にして、その時々状況に合わせた対応をしていきます。</p> <p>(3) 新型コロナウイルスワクチン接種の対応及び新型コロナウイルス感染症対応事業については、令和5年5月17日開催予定の議員全員協議会で説明いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで行政報告を終わります。</p> <p>日程第13、議案の一括上程について。</p> <p>承認第2号から承認第8号までの以上7件を一括上程いたします。</p>
議案の一括上程	松林議長	

<p>提案理由の説明</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いします。</p> <p>それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、承認第2号、おいらせ町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和5年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。</p> <p>次に、承認第3号、おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和5年度税制改正に伴う減収補填制度改正により、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が本年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。</p> <p>次に、承認第4号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和5年度税制改正による地方税法施行令の一部を改正する政令等が本年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたこと等に伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。</p> <p>次に、承認第5号、おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p>
----------------	-----------------------	---

	<p>本件は、承認第3号同様、令和5年度税制改正に伴う減収補填制度改正により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正が本年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>次に、承認第6号、おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免の特例対象となる保険料の納期限について、所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>次に、承認第7号、令和4年度おいらせ町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額に1,300万円を追加し、予算の総額を122億7,808万4,000円としたもので、去る3月17日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容につきましては、降雪による除雪経費の不足が明らかになったため、歳出では除雪対策費を増額し、歳入では除雪対策費に係る国庫補助金を追加計上したほか、財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、承認第8号、令和4年度おいらせ町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、歳入歳出予算のうち、歳入の内訳を変更したもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容につきましては、地方消費税交付金、特別交付税など、金額の把握時期が3月となる予算を増減したほか、財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額したものであります。</p> <p>以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職を初め担当課長に説明させていただきますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
--	--

<p>当局の説明</p>	<p>松林議長</p>	<p>以上で、提案理由の説明が終わりました。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>日程第14、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
	<p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>それでは、承認第2号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は1ページから10ページ、新旧対照もございまして、33ページから58ページになります。</p> <p>本件は、令和5年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布、翌4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>その主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、33ページをご覧ください。</p> <p>まず町民税関係でございますが、平成26年度からのいわゆる復興地方税特例法による個人町県民税の均等割の税率1,000円の引き上げ措置が令和5年度で終了し、これに代わり、令和6年度から新たに森林環境税が導入され、引き続き個人町県民税の均等割額と合わせて1,000円徴収されることに伴う所要の改正が今回多くありまして、この33ページ上段の第34条の9、1ページ飛びまして35ページにいきますが、35ページ上段の第38条、中段の第41条、下段の第44条、そして38ページに飛びますが、2段目の第47条、次の39ページにいきまして、上段の第47条の2及び次の40ページにいきますが、第47条の6になります。</p> <p>33ページに戻りますが、中段の第36条の3の2第2項では、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に、前年提出のものから異動がない場合の簡素な申告が可能となる旨の改正、そして44ページにまた飛びます。中段の附則の第8条になりますが、肉用牛売却による事業所得に係る課税特例の適用期限を令和6年度から令和9年度まで3年間延長する改正等をしております。</p> <p>次に、固定資産税関係になりますが、45ページをお開きくださ</p>

	<p>松林議長</p>	<p>い。</p> <p>45ページ中段の附則第10条の2、こちらが、いわゆる「わがまち特例」と言われる部分になりまして、地域決定型地方税制特例措置ということになります。その中で、47ページをご覧ください。</p> <p>上段の附則第27項の規定改正をしておりますが、次の第10条の3に規定する手続において、新たに大規模修繕等が行われた特定マンションに対する税額の減税割合を国の参酌どおり3分の1とした規定の整備をしております。</p> <p>次に、軽自動車税関係になりますが、42ページに戻ります。</p> <p>下段の第82条の種別割の税率規定において、三輪以上の特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードと言われるものの税率区分をこれまでのミニカー区分ということにしておりましたが、こちらの規定を削除しまして、原動機付自転車と同様区分とした改正になります。</p> <p>これとともに、53ページに飛びますが、上段の附則第15条の6になります。こちらは、軽自動車税の環境性能割の税率の特例を削除し、かわって次の附則第16条において、種別割のグリーン化特例を令和4年度から令和7年度までに、初回登録した3輪以上の軽自動車に限り軽減する改正をしております。</p> <p>このほか、地方税法等の改正に伴う引用条項や字句・用語等の整理並びに適用期間の満了等に伴う規定の削除等を行った改正であります。</p> <p>議案書の本文、8ページにお戻りください。8ページです。</p> <p>中段の本改正条例の附則第1条では、この改正条例の施行日については、地方税法等の一部を改正する法律の施行日に合わせて、令和5年4月1日としております。ただし、第1号から第3号までに規定する条項等に関しては、それぞれに規定する施行日となります。</p> <p>また、8ページ下段の附則第2条から9ページ下段の附則第4条までは、それぞれ町民税、固定資産税、軽自動車税の改正規定の適用に関する経過措置を規定しております。</p> <p>以上、大分端折りながらも長くなりましたが、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりましたが、議員の皆さんに1つお願いがございます。スピードアップのために、明瞭完結な質問をお願いしたいと思います。対応の皆様には、議員が質問した項目についてのみを答弁し</p>
--	-------------	--

		<p>てください。余分な答弁は差し控えてもらいたと思います。</p> <p>それから、新しく議員になられた皆さんにお知らせしておきます。</p> <p>同一議案、例えば今回の議案に対して3回まで質問できますので、そのことをお知らせしておきます。</p> <p>それでは、質疑を受けます。</p> <p>11番、平野議員。</p> <p>今税務課長から説明がありましたけれども、広範囲にわたっている関係で、なかなかこれっていうのはのみ込めません。よって、何点か質問させていただきます。</p> <p>町民税に関する経過措置、固定資産税に関する経過措置、軽自動車税に関する経過措置、これらの部分が改正になっていることですが、要点のみ、町民税の経過措置については、この部分が町民税の経過措置の対象ですよ。それから固定資産税ではこれです。軽自動車については、さっき私、ちょっと聞き漏らしたんですけども、電動自転車ですか。そういうのが入っている。そのところを要点だけ、この3点お答えください。</p>
11番 (平野敏彦君)		
松林議長		<p>税務課長。</p>
税務課長 (久保田優治君)		<p>それでは、附則の経過措置の部分についての要点ということで、議案書本文では、8ページになりますが、まず第2条の町民税に関する経過措置ということになります。</p>
		<p>附則の第1条の第2項で掲げる第34条の2第2項と第38条の見出し等改正になっておりますが、38条ですね。簡潔に言うと、森林環境税が導入されるのが令和6年1月1日以降の改正ということで、第1条の2号でやっておりますので、それらの改正部分については、令和6年度以降の個人住民税から適用になるので、それまでは5年度分までの町民税については、従前のおりですよという説明になります。</p>
		<p>あと第2項でいくと、36条の3の2ということで、こちらも給与所得者の扶養申告等、いわゆる年末調整で出す扶養家族の申告になるんですけど、こちらの適用が第1条の第3号になりまして、令和7年1月1日からの施行という形になるので、実際は令和6年度分の申告をするための改正ということになりますので、そちらも7</p>

		<p>年の1月1日以後から適用になるので、それまでは従前と変わらないやり方ですよという説明になります。</p> <p>附則の第3条固定資産税の部分になりますけれども、次に定めるものを除きということになっていまして、令和3年4月1日から令和5年までの期間のうちに、地方税法等の改正で行ってきた中小企業者等に対する固定資産税の取得に関する特例措置に関してうたっているものですが、こちらに関しては、今回の改正、規定の施行とは異なって、従前のおりの措置になりますよという説明になります。</p> <p>あと9ページ下の軽自動車税の経過措置についてですが、新条例の第82条の1号ですね。いわゆる先ほど申しました電動キックボードの改正、道路交通法の改正に合わせて、今年の7月1日から施行になるというのを第1条の(1)の1号のところを示しているんですが、あと、附則でも料金のところの改正がありますが、その規定が6年度以後の年度分の軽自動車税についてということは、今年から変わって、もう軽自動車税はその年の4月1日時点で軽自動車を所有している方に、5月に納付通知を行って、5月中に収めてもらう税金になりますので、7月1日というと、もう4月1日を過ぎていくことになるので、今回の改正でも来年からの税金の徴収で、税率の適用がされるということで、それらの規定が今回は適用になりませんよと。なお従前のおりですよという説明、大まかですけれども、そういう説明になります。</p>
松林議長	11番。	
11番 (平野敏彦君)		<p>今の説明で、今年度即この税制の改正によって、町の収入が増減するというのがないということで確認をしたいと思います。</p> <p>それと、今説明があったんですけど、令和7年から適用になる部分、その前段として条件整備をしておきますよということで、今の改正なのかなと理解はしますけれども。</p> <p>あと1つ、最後のところ、電動キックボードが軽自動車の税の中に入ってくるということで、今年度はもう課税の基準日を超えて条例が施行されているということですが、ただ来年度になれば、これらの把握の仕方というのはどうなるのか。ナンバーは多分とっているとすけれども、この辺も併せて確認をしたいと思います。</p>

	<p>松林議長</p> <p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>平野議員の再質問にお答えいたします。</p> <p>まず、町税収入の増加になるわけではないということの確認でいくと、そのとおりでございまして、今改正したからといって、すぐに令和5年度の税収につながるわけではございません。今後の部分で改正されていくということになります。</p> <p>次に、令和7年1月1日から施行等になって、今すぐではないけども、条件整備ですよねということの確認は、そのとおりでございまして、お見込みのとおりです。</p> <p>あと、電動キックボードの税収の部分、来年度からということで、把握の仕方というのでいくと、現在も実はキックボードはナンバー登録できまして、ミニカー登録といって、原付の白いナンバーと同じものを現在はずけているんですが、今年の7月1日以降から10センチ角の正方形のナンバーに切り替わりまして、明確に所属年度区分が分かるようになっていまして、そのナンバーがついたものからお安くなるということです。ちなみに税額は2,000円になります。</p> <p>答弁漏れあればあれですけど、大丈夫ですか。</p> <p>以上です。</p>
	<p>松林議長  (議員席)</p>	<p>よろしいですか。ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
	<p>松林議長</p>	<p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから承認第2号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>

当局の説明	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	松林議長	<p>日程第15、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
	税務課長 (久保田優治君)	<p>それでは、承認第3号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書11ページから13ページになります。新旧対照表は59ページ、60ページになります。</p> <p>本件は、令和5年度税制改正に伴う減収補填制度改正により、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が本年3月31日に公布、翌4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>改正内容につきましては、日付の1カ所だけではございますが、新旧対照表でご説明しますので、59ページをお開きください。</p> <p>59ページ、第2条の不均一課税に関する規定のうち、令和5年3月31日までとされていた不均一課税の対象となる特定設備の新設、または増設の取得に関わる適用期限を令和7年3月31日まで、2年間延長したものであります。</p> <p>13ページへお戻りください。</p> <p>下段の附則では、改正条例の施行日について、改正省令の施行日に合わせ、令和5年4月1日と定めております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
	松林議長  (議員席)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>
松林議長	<p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p>	

\*\*\*「なし」の声\*\*\*

当局の説明	(議員席) 松林議長	これから討論を行います。討論ありませんか。  **「なし」の声**  討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第3号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声**  異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
	松林議長	日程第16、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (久保田優治君)	それでは、承認第4号について、ご説明申し上げます。 議案書は14ページから17ページ、新旧対照表は61ページから71ページになります。 本件は、令和5年度税制改正による地方税法等施行令の一部を改正する政令等が本年3月31日に公布、翌4月1日から施行されたこと等に伴い、本条例に所要の改正を行うため地方自治法第179条第1項に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。 主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明しますので、61ページをお開きください。 まず、第2条に規定する国民健康保険税の課税額のうち、中段の第3項ただし書に規定する後期高齢者支援金等課税額の限度額を改正前の20万円から22万円に引き上げたものです。 これにより、引き上げのなかった第2条第2項ただし書の基礎課税額の限度額65万円及び同条第4項ただし書に規定する介護納付金課税額の限度額17万円を加えた国民健康保険税の課税限度額は、改正前の102万円から104万円に、計2万円の引き上げとなりました。 次に、同じく61ページ下段の第23条をご覧ください。

	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>国民健康保険税の減額を規定するものですが、次の62ページになりますが、中段の第1項第2号では5割軽減の判定所得の加算額を改正前の28万5,000円から29万円に、同じく第3号では2割軽減の判定所得の加算額を改正前の52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げ、基準額の見直しをしたものです。</p> <p>次に、70ページに飛びます。制定附則の改正になりますが、中段の附則第23項をご覧ください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による保険税の減免の特例について規定するものですが、令和5年3月31日までの納期限の保険税をもって措置期間が終了しましたが、国の令和5年度の財政支援措置の取り扱い方針の決定により、令和4年度分の保険税で、令和5年4月1日以降に納期限を定められているものに限り、令和5年度の財政支援措置が得られることとなったため、その旨の文言の追加をしております。</p> <p>このほか、関係法令の改正等による文言や引用条項の整理等を行っております。</p> <p>16ページへお戻りください。</p> <p>下段の附則ですが、第1項では、本改正条例の施行日を、本年4月1日としております。</p> <p>また、次の附則第2項では、改正後の条例規定は一部の規定を除き、令和5年度分の保険税から適用し、令和4年度分までは従前のおりとする旨の適用区分を設けております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>11番、平野議員。</p> <p>1点お伺いいたします。</p> <p>今課長の説明ですと、基礎課税額、国保の場合は最高額が65万円、後期高齢者で22万円、介護保険給付金が17万円、この限度額が上がっております。</p> <p>私が非常に気にするのは、高齢者世帯で、収入がある人はこの最高で止まるわけですがけれども、高齢者世帯で、夫婦2人が年金者生活で、年金が300万円以下の場合、この最低額というのはどのぐ</p>
--	------------------------------------	--

		らいまで落ちるのですか。ここをお知らせいただきたい。
松林議長		税務課長。
税務課長 (久保田優治君)		平野議員にお答えします。 基礎課税の限度額で、高齢世帯で、年金生活者で300万円以下の低所得世帯がどこまで保険料が下がるかということになると、年金生活者であっても、うちは資産割とかというのがありますので、一概には多分言えない。資産がないとか、そういう部分もあつたりなかつたり、あと譲渡所得があるないでも、大分国保税の場合は通常の所得計算とはまた異なる。ちょっと面倒くさい、難しい、細かい計算等があるので、一概に幾らという数字は、ここでは出せないということで答弁させていただきます。
松林議長		11番。
11番 (平野敏彦君)		例えば標準世帯でいって、資産、それから世帯割、それから均等割、それが一人当たり幾らですか。4通り積算があつたと思うんですけども、私は年金生活者の場合で、後期高齢者の年金から引いてくるわけですよ。引かれるわけですよ。ですから、生活実態とかそういうのは全然加味されてない。そして、また手取りが少なくなってくるのに、今のような形で国保が、資産ない者はいいんですけども、あればその資産割がとられる。それから、世帯平等割は必ずかかるわけでしょう。それから、一人当たり幾らという、こういう4本立ての計算でいったら、ある程度、もうこれ最低ラインはここですよということ、私出せると思うんですけども、今、無理だということであれば、次資料で提出していただければと思います。
松林議長		税務課長。
税務課長 (久保田優治君)		平野議員のただいまの質問のとおり、今ここではすぐ計算が出せない。ご存じのとおり、今平野議員がおっしゃるとおり、4方式でそれぞれの所得割の計算等することになりますので、やはり細かい資料を提示して説明しないと恐らく分からないかと思うので、大変申し訳ありませんが、後日個別に当課でご説明させていただきたいと

		<p>思っています。</p> <p>以上です。</p> <p>11番、よろしいですか。</p> <p>ほかにごいませんか。</p>
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	<p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論は終わります。</p> <p>これから承認第4号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>今までの慣例で、大体1時間議論をいたしますと、暫時休憩することになっておりますので、ここで15分間休憩いたします。</p>
		(休憩 午後 2時29分)
	吉村副議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p>
		(再開 午後 2時45分)
議長交代の告知	吉村副議長	議長に代わり、副議長が暫時議事を進行いたします。
	吉村副議長	<p>それでは、日程第17、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>それでは、承認第5号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は18ページから20ページ、新旧対照表は72ページになります。</p> <p>本件は、承認第3号同様、令和5年度税制改正に伴う減収補填制度改正により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正が本年3月31日に公布、翌4月1日から施行されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項に基づき、去る3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>改正内容につきましては、1カ所だけではございますが、新旧対照表でご説明しますので、72ページをご覧ください。</p> <p>第2条の課税免除の規定のうち、これまで令和5年3月31日までとしていた基本的な計画の同意日と、固定資産の取得に関わる適用期限を令和7年3月31日まで、2年間延長するものです。</p> <p>20ページへお戻りください。</p> <p>下段の附則では、改正条例の施行日について、改正省令の施行日に合わせて、令和5年4月1日と定めております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
	<p>吉村副議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>11番、平野議員。</p>
	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>1点だけお伺いします。説明資料によりますと、地域の成長発展の基盤強化に関するところあります。おいらせ町承認地域経済牽引事業は、どういう業種が対象になって、その業種によっては、対象企業が何社ぐらいあるのか。これをお聞かせいただきたい。</p>
	<p>吉村副議長</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>商工観光課長。</p>
	<p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>それでは、私から説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、この承認地域というのは、国の計画の承認を受けた地域ということで、青森県内では青森県を、全体を計画としたもの、そして</p>

		<p>八戸圏域8市町村を計画の主体としたもの、あと弘前地域を主体としたものということで、県内では3つ計画が認定されております。</p> <p>その中で、例えば八戸地域であれば、基礎素材型の産業ということで、例えば石油化学、石炭等の基礎素材を製造する事業、また加工組み立て型産業ということで、一般機械、電気機械、精密機械等を製造する事業、また水産、畜産と農林水産業の地域商社分野ですとか、あるいは水産加工とか食料品製造部門、あとは交通インフラを活用した物流関連分野等が、この事業として認定を受けているものです。</p> <p>以上です。</p> <p>11番、平野議員。</p> <p>私が聞いているのは、当町の、おいらせ町の承認地域経済牽引ということですから、この中で、おいらせ町は、今言った八戸圏域の中においらせ町が入っているわけで、実際に該当する、この適用を受けている企業、おいらせ町の中にあつては、これこれこれですよ。そういうのを聞いているわけで、さっき議長が言ったように、あまり広範囲にわたらないで、要点のみ答えてください。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>申し訳ございません。この認定を受けているおいらせ町の企業は、今のところまだございません。</p> <p>以上です。</p> <p>11番、平野議員。</p> <p>先ほどの説明の中にあつた水産、畜産、私は当町にあつても、若手農業が今企業化をして、農業拡大しているんですけども、こういう成長していく見込みのある、おいらせ町にあつても発展するのではないかという部分については、こういうのに情報提供なり、行政が手助けをするという方法というのはないんですか。</p> <p>商工観光課長。</p>
	<p>吉村副議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p> <p>吉村副議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p> <p>吉村副議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p> <p>吉村副議長</p>	

	<p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>これについては、ホームページ等とかでは、情報提供はしてございます。また、問い合わせ等があれば、お答えします。</p> <p>ただ、こちらは今やっている事業ではなくて、その事業が先進的な取り組みとか、そういったものが認められたとき。例えば具体的には、高い付加価値を持った事業として認定、それこそ国の認定を受けるということが、その条件にもなっております、八戸圏域では、例えばその事業をやることによって、3,250万円程度の付加価値がついた事業になっているといった縛りがありますので、今単純にその事業をやっていたということでは対象にならないということです。あくまで、そういったことをやるために機械を導入するとか、そういった先進的な、日本で初めてとか、そういった事業をおこすといったときには、この事業の対象になってくるということで、説明を受けているところです。</p> <p>以上です。</p>
	<p>吉村副議長  (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
	<p>吉村副議長  (議員席)</p>	<p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
	<p>吉村副議長  (議員席)</p>	<p>なしと認め、これで討論を終わります。</p> <p>これから承認第5号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
	<p>吉村副議長</p>	<p>なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>吉村副議長</p>	<p>日程第18、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>介護福祉課長 (澤頭則光君)</p>	<p>それでは、承認第6号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の21ページから23ページ、新旧対照表は73ページになります。</p> <p>本件は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免の特例対象となる納期限について、国の財政支援措置の取り扱い方針決定に伴い、本条例に必要な改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>その内容についてご説明いたしますと、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例については、令和5年3月31日までの納期限の保険料を対象として実施してきたところです。</p> <p>今回、国の令和5年度財政支援措置の取り扱いの内容は、令和4年度分の保険料であって、令和5年4月1日以降に納期限が定められたものについても、減免の特例対象として財政支援することとしたため、町条例におきましても、この期間について減免する旨の文言の追加を行ったものであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
	<p>吉村副議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>吉村副議長</p>	<p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論はありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>吉村副議長</p>	<p>なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから承認第6号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>吉村副議長</p>	<p>***「なし」の声***</p> <p>異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり承認することに決</p>



当局の説明	吉村副議長	説明が終わりました。 これより、歳入・歳出全般の質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 一般会計補正予算（第9号）に関する説明書3ページから4ページです。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	吉村副議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	吉村副議長	なしと認めます。これで討論を終わります。 これから承認第7号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	吉村副議長	なしと認め、よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。
	吉村副議長	日程第20、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
財政管財課長 (岡本啓一君)	それでは、承認第8号について、ご説明いたします。 議案書は28ページから31ページになります。 本件は、歳入予算の内訳を変更したもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものです。 歳入の内容についてご説明いたします。別冊の令和4年度一般会計補正予算（第10号）に関する説明書（令和5年3月31日専決）をご用意ください。 こちらの3ページをご覧ください。 7款1項1目地方消費税交付金1億372万4,000円の増額	

		<p>は、3月2日付の交付額確定により計上したものです。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>11款1項1目地方交付税のうち特別交付税1億4,812万5,000円の増額は、3月22日付の交付額確定により計上したものです。</p> <p>次に、19款2項1目財政調整基金繰入金2億6,228万2,000円の減額は、当補正予算に係る財源調整として計上したものです。なお、令和4年度末の財政調整基金残高は22億3,674万円となる見込みです。</p> <p>このほか、各款にわたって計上しました増減は、3月補正予算の編成時点で精査が困難であったもの等、必要最小限の予算変更を行ったものです。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>こちらは補正予算の主な内容でして、ただいまご説明した内容を掲載しております。</p> <p>なお、予算を定めることにつき、地方自治法第96条第1項により、議会の議決事件とされておりますが、この予算補正に関しまして議会を招集する時間的猶予がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長の専決処分を行いました。そのため、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認を求めるものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入全般の質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算（第10号）に関する説明書2ページから4ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、歳入全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	吉村副議長	
	(議員席)	
	吉村副議長	

閉会中の継続調査の申し出	(議員席) 吉村副議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから承認第8号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p>
	(議員席) 吉村副議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	吉村副議長	<p>日程第21、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。</p> <p>議会運営委員長から、所掌事務の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに異議ございませんか。</p>
日程終了	(議員席) 吉村副議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定をいたしました。</p>
	吉村副議長	<p>以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。</p> <p>ここで、町長からの発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>町長、演壇にてお願いします。</p>
町長挨拶	町長 (成田 隆君)	<p>閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>令和5年第2回おいらせ町議会臨時会におきまして、議員各位には、ご多用中のところご参集いただき、また提案いたしました全ての議案について議決賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、記録的に早い開花となった今年の桜は、既に見頃を終えました。若草芽吹く新緑の季節でありますけども、この三日間の雨で、</p>



会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 5 年 6 月 27 日

臨時議長..... 檜 山 ..... 忠

議 長..... 松 林 義 光

副 議 長..... 吉 村 敏 文

署名議員..... 小 向 幸 祐

署名議員..... 大 浦 陽 子